

## 特殊消防用設備等の性能評価事業に関する政策評価

<b>根拠法令</b>	消防法（昭和23年法律第186号） 第17条の2第1項	<b>評価実施 時期</b>	令和2年12月												
<b>事務・事業 の目的</b>	<p>消防用設備等は、火災を初期段階で消し止め、速やかに火災の発生を報知し、避難を行わせ、又は消防隊の活動に利便を提供するためのものであって、火災による被害の軽減を図るといふ消防の主要目的を達成するために不可欠なものである。「特殊消防用設備等」は科学技術の進展等により、従前供用されることが予想されなかった特殊の消防設備等が開発され、消防の用に供する設備等の範疇にあるが、従来の消防用設備等の仕組み、使用方法、機能等とは異なるため、消防法の技術上の基準に適合しないものであり、これを設置しようとする場合には、防火対象物ごとに通常用いる消防用設備等と同等以上の性能を有することについての評価を行った上で総務大臣の認定を受けることが必要である。</p> <p>この評価は高度な技術的見識を必要とするため、消防用設備等その他の設備等に関する科学技術、知見等の蓄積を有している登録検定機関等が行うものとされている。</p>														
<b>事務・事業 の必要性等</b>	<p>近年、防火対象物の複雑化や消防用設備等の高度化等が進む中、性能評価制度を踏まえた総務大臣認定の必要性は今後も継続していくことが想定されており、さらに、消防機関や各設置者等が個別に通常用いる消防用設備等と同等以上の性能を有することを確認するのに必要な人材及び資器材の調達をすることは合理的ではないことから、公正な第三者機関である登録検定機関が、特殊消防用設備等の性能について適切に評価を行っていくことが必要であり、かつ効率的である。</p> <p>登録検定機関である（一財）日本消防設備安全センターによる性能評価件数は、過去5年を見ると多くはないが、性能評価制度の発足（平成15年）以来、59件の新たな技術による特殊消防用設備等が評価されている。</p> <p>○登録検定機関による性能評価件数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">年度</th> <th style="padding: 5px;">平成27年度</th> <th style="padding: 5px;">平成28年度</th> <th style="padding: 5px;">平成29年度</th> <th style="padding: 5px;">平成30年度</th> <th style="padding: 5px;">令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">評価件数</td> <td style="padding: 5px;">3件</td> <td style="padding: 5px;">2件</td> <td style="padding: 5px;">3件</td> <td style="padding: 5px;">2件</td> <td style="padding: 5px;">3件</td> </tr> </tbody> </table>			年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	評価件数	3件	2件	3件	2件	3件
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度										
評価件数	3件	2件	3件	2件	3件										
<b>評価の結果</b>	<p>新たに開発される特殊消防用設備等の適切な性能評価に資しており、当該制度は有効に機能している。引き続き、登録検定機関において性能評価事業を実施していくことが必要である。</p>														

<b>学識経験を有する者の知見の活用</b>	<p>一般財団法人日本消防設備安全センターでは、当該性能評価事業が適正かつ公正に実施されていることについて、毎年度、大学教授等の第三者を含めた理事会に諮り、承認を得ている。</p>
<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	<p>一般財団法人日本消防設備安全センターの事業報告・収支決算等  <a href="http://www.fesc.or.jp/09/index-e.html">http://www.fesc.or.jp/09/index-e.html</a></p>

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づく評価